

主任介護支援専門員の更新について

- 主任介護支援専門員は、地域包括ケアの推進など、求められる役割がこれまで以上に大きくなることを見込まれます。
- その役割を果たすために必要な能力の保持・向上を図っていただくため、平成28年度から、主任介護支援専門員資格に更新制が導入され、新たに「主任介護支援専門員更新研修（46時間）（以下「主任更新研修」と言います。）」が創設されました。

I 主任介護支援専門員資格の有効期間について

- 主任介護支援専門員資格の有効期間は、**主任介護支援専門員研修（以下「主任研修」と言います。）又は主任更新研修の修了年月日から5年間**です。（平成28年度から、主任研修及び主任更新研修修了証明書には有効期間が記載されます。なお、主任更新研修修了後に更新する介護支援専門員証の有効期間は、主任更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付されます。）
- **主任更新研修を期間内に受講しない場合、主任介護支援専門員としての資格は失効し、再び主任介護支援専門員資格を取得するには主任研修を受講し直す必要があります。**
 - ※ **主任介護支援専門員の資格が失効しても、有効期間内の介護支援専門員証をお持ちの場合、一般の介護支援専門員としての実務に就くことは可能です。**なお、介護支援専門員にも更新研修が課されていますので、証に記載されている有効期間内に研修を受け、証を更新する必要がありますので、ご注意ください。

II 主任更新研修の受講について

1 受講時期について

- **主任研修又は主任更新研修修了証明書の有効期間が満了する概ね2年前から、受講できます。**
- 主任更新研修を修了することで、介護支援専門員更新研修の受講は免除されます。
- 平成18～25年度に主任研修を修了した方については、主任更新研修の受講時期に、次のとおり経過措置が設けられています。

主任研修修了年度	主任更新研修の受講時期 (主任介護支援専門員資格の初回更新)
平成18～23年度 ※ 経過措置あり	平成30年度末（平成31年3月31日）まで
平成24・25年度 ※ 経過措置あり	平成31年度末（平成32年3月31日）まで
平成26・27年度 ※ 経過措置なし	主任介護支援専門員研修修了日から5年が経過する前の概ね2年の間 〔平成26年度修了…平成30又は31年度に受講〕 〔平成27年度修了…平成31又は32年度に受講〕
平成28年度以降 ※ 経過措置なし	主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間（5年間）が満了する前の概ね2年の間 例）平成28年度修了…平成32又は33年度に受講

- 主任更新研修の修了前に、介護支援専門員証の有効期間が満了する場合には、前もって、介護支援専門員資格を更新するための研修を受講し、証の更新手続きを行うことが必要です。

2 受講対象者について

- 主任研修又は主任更新研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する主任介護支援専門員で、かつ、次の1～5のいずれかに該当する者
- ※ ただし、申込日時点で、主任更新研修の修了日まで有効な介護支援専門員証を保有する者であること。

No.	岩手県の受講対象者の要件 ^{注1}
1	○ 法定研修の企画担当者、研修講師、ファシリテーター又は実習指導者
2	○ 下記(1)に規定する法定外研修を、下記(2)のとおり受講した者 (1) 法定外研修の要件^{注2} 次のア～エの全てに該当する研修であること。 ア 主催者 次のいずれかの団体が主催すること。 ①地域包括支援センター ②岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会 ③岩手県介護支援専門員協会 ④その他職能団体等 【(県内) 岩手県社会福祉士会、岩手県介護福祉士会、県・市町村・保険者、岩手県・市町村社会福祉協議会、岩手県訪問看護ステーション協議会 【(県外) 日本介護支援専門員協会、日本ケアマネジメント学会、日本社会福祉士会、日本介護福祉士会、全国訪問看護事業協会 イ 研修内容 主任介護支援専門員の資質の向上に必要な知識技術に係るものであること。 ウ 研修時間 講義又は演習(グループワーク等)の時間の合計が、 <u>1回につき3時間程度</u> であること。 エ 修了証明 主催者から修了証明書が交付される等、研修の受講証明が行われること。 (2) 受講状況の要件 (1)の研修の受講状況が、次のオ・カの両方に該当していること。 オ 受講回数 主任介護支援専門員更新研修受講の前年度において、(1)に該当する研修を、4回以上受講していること。ただし、1回につき3時間を超える研修は、3時間ごとに1回の受講として取り扱う。 カ 演習が含まれた研修の受講 オで規定する4回のうち、必ず1回は90分以上の演習が含まれた研修を受講していること。 ※カは、平成29年度主任更新研修受講者から適用
3	○ 日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者(自らが主となって研究・論文執筆したものを対象とし、それ以外の共同研究等は除く。)
4	○ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャー
5	○ 介護支援専門員地域同行型研修においてアドバイザーを務めた者

注1 No.1・3・5は、主任研修又は前回の主任更新研修研修修了証明書の修了年月日以後、主任更新研修受講申込日まで間の実績を対象とします。(経過措置中の方は、主任更新研修受講申込日以前の5年間を対象とします。)

No.4は、主任更新研修受講申込日時点で要件を満たしていることが必要です。

注2 法定外研修の要件の詳細は、3ページのⅢをご参照ください。

3 受講対象者の要件の確認方法

主任更新研修受講申込の際に、次の書類を提出していただき、確認します。

要件 No.	提出書類
1	○ 法定研修で研修企画、研修講師、ファシリテーター、実習指導を行った実績が確認できる書類
2	○ 研修修了証明書の写し（又は岩手県介護支援専門員協会が発行する研修手帳の写し） ○ 研修の実施日、実施時間、研修内容、時間配分が分かる資料（次第、実施要領、リーフレット等）
3	○ 学会抄録
4	○ 認定ケアマネジャーの認定書の写し
5	○ 介護支援専門員地域同行型研修の研修修了書の写し

Ⅲ 主任更新研修の受講者の要件 No.2 の(1)に該当する法定外研修の要件の詳細

次の1～4の全てに該当する研修であることが必要です。

1 主催者

- 次のいずれかの団体が主催するものであること。（②～⑤・⑧は地区支部も可）
 - ①地域包括支援センター
 - ②岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会
 - ③岩手県介護支援専門員協会
 - ④岩手県社会福祉士会
 - ⑤岩手県介護福祉士会
 - ⑥岩手県、市町村、盛岡北部行政事務組合、一関地区広域行政組合、久慈広域連合、二戸地区広域行政事務組合
 - ⑦岩手県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会
 - ⑧岩手県訪問看護ステーション協議会
 - ⑨日本介護支援専門員協会 ⑩日本ケアマネジメント学会 ⑪日本社会福祉士会
 - ⑫日本介護福祉士会 ⑬全国訪問看護事業協会
- 主催者が上記①～⑬であって、他団体に委託して実施する研修を含みます。

2 研修内容

- 主任介護支援専門員の資質の向上に必要な知識技術に係る内容であること。

〈想定される内容の例〉

- 介護支援専門員が直面しやすい倫理的課題への対応方法に関する講義
- 事業所の適正運営を図るための人材育成・業務管理に関する講義
- 運営管理におけるリスクマネジメントに関する講義
- 多職種協働に関する介護支援専門員への指導・支援方法の演習
- スーパービジョンの技能向上に向けた演習
- 介護支援専門員を指導・支援する手法の実践（演習） 等

3 研修時間

- 講義又は演習（グループワーク等）の時間の合計が、1回につき3時間程度であること。

4 修了証明

- 主催者から修了証明書が交付される等、研修の受講証明が行われること。（岩手県介護支援専門員協会が発行する研修手帳に修了証明が行われるものを含みます。）